

2 本件対象商品（一例）

冬作業服（上衣・ズボン）



夏作業服（上衣・ズボン）



盛夏上衣



防寒服（上衣・ズボン）



作業雨具（上衣・ズボン）



写真：NTT東日本提供

3 最近の受注調整（民需）事件

件 名 (措置年月日)	内 容
平成30年（措）第1号～第4号 東日本旅客鉄道株式会社又は西日本旅客鉄道株式会社が発注する制服の販売業者に対する件 (平成30年1月12日)	東日本旅客鉄道株式会社発注の接客型制服について、共同して、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。(第1号)
	東日本旅客鉄道株式会社発注の技術型制服及び検修型制服について、共同して、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。(第2号)
	東日本旅客鉄道株式会社発注の盛夏シャツ・ズボンについて、共同して、発注単価が既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、継続して供給できるようにしていた。(第3号)
	西日本旅客鉄道株式会社発注の制服について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。(第4号)
平成29年（措）第2号～第3号 中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置及び伝送路用装置の製造販売業者に対する件 (平成29年2月15日)	中部電力株式会社発注の特定ハイブリッド光通信装置について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。(第2号)
	中部電力株式会社発注の特定伝送路用装置について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。(第3号)
平成28年（措）第8号 東京電力（注）が発注する電力保安通信用機器の製造販売業者に対する件 (平成28年7月12日)	東京電力発注の特定電力保安通信用機器について、共同して、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。
平成26年（措）第1号～第2号 関西電力株式会社が発注する架空送電工事の工事業者及び地中送電工事の工事業者に対する件 (平成26年1月31日)	関西電力株式会社発注の特定架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。(第1号)
	関西電力株式会社発注の特定地中送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。(第2号)

（注）東京電力ホールディングス株式会社（平成28年4月1日に東京電力株式会社から商号変更）をいう。

4 最近の事業者団体等への要請・申入れ一覧

要請・申入れ対象者 (要請・申入れ年月日)	内 容
公益社団法人みやぎ農業振興公社に対する申入れ (平成29年2月16日)	地方公共団体等が宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事の受注調整事件において、公益社団法人みやぎ農業振興公社の担当者が、同公社が設計管理支援業務又は入札事務を受託した施設園芸用施設工事の入札の実施に当たり、入札の前に特定の工事業者に対し、工事の予定価格の基となる工事積算金額又は相指名業者の名称を教示した行為は、工事業者による独占禁止法違反行為を誘発し、又は助長していたものと認められることから、同公社に対し、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。
一般社団法人教科書協会に対する要請 (平成28年7月6日)	義務教育諸学校で使用する教科書の発行者による不当な利益による顧客誘引事件（警告事件）において、今後、一般社団法人教科書協会の会員が同様の行為を行わないよう、同協会に対し、①同協会が策定中の「教科書発行者行動規範」の内容について、公正取引委員会と十分協議すること、②同協会による「教科書発行者行動規範」の策定後の周知方法及び遵守状況に係る監査方法について、公正取引委員会と十分協議することを要請した。
日本水先人会連合会及び国土交通省に対する要請 (平成27年4月15日)	東京湾水先区水先人会及び伊勢三河湾水先区水先人会による構成事業者の機能又は活動の不当な制限事件において、日本水先人会連合会が、水先の引受けに関する事務要領の雛形に水先の利用者からの指名の制限につながる受付条件を規定し、水先人会に示した行為は、東京湾水先区水先人会及び伊勢三河湾水先区水先人会の違反行為の一部の行為を誘発したものと認められることから、同連合会に対し、雛形を見直すとともに、今後、水先人会が違反行為と同様の行為を行うことのないように、全国の水先人会に対する指導を要請した。 また、全国の水先人会を所管する国土交通省に対し、今後、水先人会が違反行為と同様の行為を行うことのないように、全国の水先人会に対する指導を要請した。

5 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年法律第五十四号）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑤ （略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ （略）

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）